

平成 25 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書
【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（スクールクラスター）】

教育委員会名	伊丹市教育委員会
指定したモデル地域名	伊丹市

概 要

地域内の全学校・園数（平成 25 年 5 月 1 日現在）

幼稚園 認定こども園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
17 園	17 校	8 校	2 校	0 校	1 校	45 校・園

〈参考〉保育園数：公立 8 園、私立 15 園、児童発達支援センター等の施設：3 園

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

- 平成 19 年度から、学識経験者、医療・福祉・保健・労働関係機関、保護者の代表、学校関係者及び教育委員会事務局からなる伊丹市特別支援連携協議会を設置し、今後の伊丹市における特別支援教育の方向性について協議を行ってきた（毎年開催）。
また、この協議会の下にワーキンググループを設置し、基本方針の策定、伊丹市版個別の教育支援計画「サポートファイル・ステップ★ぐんぐん」の策定、就学前機関や労働関係機関との連携等について、具体的な取組を検討・実施してきた。
- 教育委員会事務局が窓口となって、市立特別支援学校、県立特別支援学校、市立総合教育センター及び小・中学校の通級指導担当が連携し、公私立幼稚園や市立小・中・高等学校に在籍する幼児児童生徒及び教職員を対象とした巡回相談を実施している。
- 市立総合教育センターと市立特別支援学校が連携し、系統的・体系的な教職員研修講座を開催している。市立総合教育センターは特別支援教育に関する全体的な研修を、また市立特別支援学校はより専門的・実践的な観点に基づく研修を実施している。

2. 取組の概要

【教育委員会が行った取組や工夫】

- 合理的配慮協力員の複数名配置
・派遣型の合理的配慮協力員は、担当指導主事と一緒に、事業全般の進捗状況を把握するとともに、各学校園の要請を受けて、必要な指導・助言を行った。また、他

の合理的配慮協力員に対する連絡調整や統括的な役割を担った。

- ・窓口相談型の合理的配慮協力員は、総合教育センターにおいて、児童生徒や保護者の相談業務に従事したり、教職員や児童生徒及び保護者への直接的な支援を実施したりと、学校園の取組に対する側面支援に徹した。

- ・巡回型の合理的配慮協力員は、巡回相談システムや通級指導体制の構築に向けた支援、伊丹特別支援学校のセンター的機能の充実を図る取組など、効果的な合理的配慮の提供に向けた研究を行った。

- ・通級指導担当教員が配置されている学校園における、特別な支援を要する幼児児童生徒について、情報収集を行った。また、通級指導を受けている児童生徒に対する、通常の学級での支援内容及び支援体制の充実のための研究を行った。

(2) 校園内研修会の充実による教職員の専門性の向上

市内全域の公立幼稚園及び小・中・高・特別支援学校を対象に、各校の実情に応じた校園内研修会の実施を支援し、特別支援教育及びインクルーシブ教育に係る教職員の専門性の向上を図った。

(3) 特別支援教育に係る教職員用指導資料の作成

資料作成ワーキンググループを設置し、学習上の課題のある児童生徒への効果的な支援方策、活用できる資源や教材、活用方法などの紹介・周知を目的として、特別支援教育に係る教職員用の指導資料を作成した。本資料は市内全域の市立幼・小・中・高・特別支援学校の教職員に配布し、実際の指導の場での活用を促すとともに、市内の保育所、私立幼稚園、県立高等学校、関係機関等にも配布し、地域全体での特別支援教育の推進を図った。

(4) 保護者用啓発リーフレットの作成及び配付

幼児児童生徒の保護者等を対象に、特別支援教育への理解を一層推進するため、啓発リーフレットを作成した。この中で、本市の特別支援教育の取組や方向性を示すとともに、活用できる地域の資源を紹介するなど、全保護者間での共通理解を図り、インクルーシブ教育推進の環境整備につなげていった。

【モデル地域内における取組】

学識経験者、医療・福祉・保健・労働関係機関、保護者の代表、学校関係者及び教育委員会事務局からなる「伊丹市インクルーシブ教育システム構築事業運営協議会」を設置・開催した。

この中で、合理的配慮を効果的に実施するための取組についての進捗状況の把握や成果の検証を行い、必要に応じて外部専門家とも連携し、有効な支援を実施する上での助言を得た。

また、伊丹市の「巡回相談調整会議」のメンバーや合理的配慮協力員を交えて、取組の中で見つかった課題の洗い出しや地域内の教育的資源の有効活用等に関する協議を行い、一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮の充実を目指した。

3. 成果及び課題

(1) 成果

平成 25 年度の主な取組として、巡回相談システム及び通級指導の場での体制整備の推進を図ったことにより、本市でのインクルーシブ教育システムを構築するために必要な基礎的環境整備と、多様で柔軟な学びの場の基盤づくりを推進することができた。

また、全校園の教職員を対象にした研修を実施したことで、特別支援教育及びインクルーシブ教育システムに対する教職員の理解が進み、障害特性に応じた指導方法のスキルアップを図ることができた。

(2) 課題

平成 25 年度に本事業で構築したシステムを活用して、個々の幼児児童生徒のニーズや状況に即した合理的配慮の一層の充実を図っていく。

そのためには、校園内研修会等の機会を活用し、各学校における特別支援教育推進の中核的な役割を担う人材を育成し、学校間、中学校ブロック内、校内等での連携体制づくりが極めて重要である。

平成 26 年度は、教職員の専門性の向上や、特別支援教育に対する意識を高めるための取組を重点的に行い、学校種を超えた、地域全体での底上げに力を注ぎたい。